

障がい者活躍推進計画	
機関名	山形県警察
任命権者	山形県警察本部長
計画の取組期間	令和6年2月1日から令和11年3月31日まで
山形県警察における障がい者雇用等に関する現状等	山形県警察では実雇用率は法定雇用率を超えている状況にあり、定着の状況も任期途中での不本意な離職者は生じておらず順調であるが、引き続き、山形県警察で働く障がい者である職員が職業生活において活躍するための職場環境の整備等の取組を推進していくこととする。
目標	
1 採用に関する目標	山形県警察の毎年6月1日時点の障害者雇用率において、法定雇用率以上とする。
2 定着に関する目標	毎年6月1日時点で前年度採用者の定着状況を把握し、不本意な離職者を極力生じさせないよう努める。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第78条に規定する障害者雇用推進者として、警務部長を選任する（令和元年9月4日に選任済）。 ○ 法第79条に規定する障害者職業生活相談員として、警務部警務課人事係の職員等を選任する（令和元年11月25日に選任済）。 ○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）に、厚生労働省山形労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等は、定着に関する課題が生じた場合等必要に応じて就労支援機関等の外部の関係機関と連携し、課題解決に向けた取組を進める。 ○ 障がい者を含めた全職員に対して、障害者職業生活相談員、健康管理医等の相談先を周知する。 ○ 職員向け研修を実施し、障がい者に対する理解促進を図る。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 職務創出のためのアンケート実施等により、障がい者に適した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○ 障がい者である職員と面談を行い、業務と適切なマッチングができているかについて点検を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 障がい者が利用しやすい環境に配慮する（エレベーター、多目的トイレは設置済）ほか、障がい者の希望を踏まえた、環境整備を検討する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定すること。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられるといった条件を設定すること。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。 ○ 障がい者である職員と定期的な面談を行い、職業生活において必要な配慮を確認し、必要な措置を講じる。 ○ 中途障がい者（在職中に疾病、事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備、通院への配慮等の取組を行う。 ○ 障がいの状況、体調等に合わせ、在宅勤務や各種休暇等の制度を利用しやすい職場環境を整備する。
4 その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る。

障がい者活躍推進計画（実施状況）

機関名（任命権者）	山形県警察（山形県警察本部長）
評価年度	令和6年度
目標に対する達成度	採用に関する目標 障害者雇用率：3.90%（令和6年6月1日現在） 【参考】法定雇用率：2.8%（令和6年4月現在） 定着に関する目標 常勤：6か月定着率100%、1年定着率100% 非常勤：6か月定着率100%、1年定着率100%
取組内容の実施状況	障がい者の活躍を推進する体制整備（組織面） ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第78条に規定する「障害者雇用推進者」として警務部長を選任した。 ○ 法第79条に規定する「障害者職業生活相談員」として警務部警務課人事係及び企画係の職員5名を選任した。 （人材面） ○ 障害者職業生活相談体制の充実を図るため、既選任した職員以外の者が、厚生労働省が主催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した。 ○ 障がい者に対する理解促進のため、警察学校初任科生を対象に、部外講師による手話の授業、知的・発達障害の理解啓発講義を実施した。 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ○ 勤務環境の状況を把握し、改善につなげるため、障がい者である職員と面談を行った。 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理（職場環境） ○ 入口に手すり付きスロープを備えた駐在所を新築した。 ○ 構内に設置している点字ブロックを修繕し、構内における視覚障害者等の安全を確保した。 ○ 身体障害者用トイレの自動ドアの開閉を、ボタン式からセンサー式に改修した。 ○ 給湯室の照明の点灯スイッチをボタン式からセンサー式に改修した。 ○ 給湯室の水道蛇口を回転式からレバー式に改修した。 ○ トイレの水道蛇口を回転式からセンサー式に改修した。 （働き方） ○ 勤務に関する制度として、障がい者である職員も実施可能とする在宅勤務制度、早出遅出勤務制度を継続した。 その他 ○ 物品及び役務について、障がい者雇用推進事業主及び障がい者就労施設からの調達を図った。
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	実雇用率は法定雇用率を超えている状況にあり、任期途中での不本意な離職者が生じていない。 必要な体制及び環境の整備について、引き続き、適切な推進に努める。